

室蘭基署発 0527 第 1 号
令和 4 年 5 月 30 日

団体各位

室蘭労働基準監督署長



剥離剤を使用した塗料の剥離作業における
労働災害防止について（協力依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃からご協力・ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、鉛等有害物を含有する塗膜の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止については、平成 26 年 5 月 30 日付け基安労発 0530 第 1 号、基安化発 0530 第 1 号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（以下「平成 26 年 5 月 30 日付け鉛通知」という）により示し、同じく、剥離剤等を使用した塗膜の剥離やかき落とし作業における粉じんや化学物質による労働者の健康障害防止を令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」により示しているところです。

今般、塗膜の剥離やかき落とし作業における作業現場でのばく露防止対策の実施に当たって二つの通知で示される内容を参照しやすいよう、「平成 26 年 5 月 30 日付け鉛通知」に含まれている健康障害防止対策の内容を「令和 2 年 8 月 17 日付け剥離剤通知」に盛り込む改正を、別添のとおりいたしましたので、傘下の会員事業場等に対し、本改正内容等が周知されるようご協力をお願い申し上げます。

なお、今般の改正に伴い、平成 26 年 5 月 30 日付け鉛通知は廃止となりました。

【担当】

室蘭労働基準監督署 第 3 方面

電話 0143 - 23 - 6131